

秋葉台自治会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- ② 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- ③ 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- ④ 福利、厚生等に関すること。
- ⑤ 生活改善、文化、体育等に関すること。
- ⑥ 防火、防犯等に関すること。
- ⑦ 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- ⑧ 秋葉台地域内の公園管理に関すること。
- ⑨ 建築協定の運営に関すること。
- ⑩ その他目的達成に必要なこと。

(名 称)

第2条 この会は、秋葉台自治会と称する。

(区 域)

第3条 この会の区域は、西区秋葉台1丁目、2丁目及び3丁目の全域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この会は、事務所を西区秋葉台2丁目1の272の秋葉台集会所に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この会は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。

- 2 この会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。
- 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。
- 4 会員は、各ブロック単位に組織され、会の運営を図る。

(入 退 会)

第6条 この会に入会しようとする者は入会申込書を、退会しようとする者は退会届を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - ① 住所を区域外に移したとき。

- ② 死亡したとき。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- ① この会の各種の事業に参加すること。
- ② この規約に基づく役員選挙権及び被選挙権。
- ③ この会の運営について、自由に意見を発表すること。

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- ① 会費を納入すること。
- ② 規約に基づく諸会議の決議に出席すること。
- ③ 規約及び規約で定められた諸会議の決議に従うこと。

3 退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない、但し、年度当初に1年分前納した会費は退会者から返金の申請があれば残金を返金できる。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 この会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事 40名
- ④ 会計 1名 (上記理事の中から互選にて選出)
- ⑤ 書記 1名 (上記理事の中から互選にて選出)
- ⑥ 監事 2名
- ⑦ 専門部長 若干名 (上記理事の中から互選にて選出)
- ⑧ 委員長 若干名 (上記理事の中から互選にて選出)
- ⑨ 後援会長 1名 (後援会員の中から互選にて選出)

(役員職務)

第9条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたるときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命をうけて会務を分担し、必要書類を作成する。

4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の資産及び会計事務を処理する。

5 書記は、各種会議の議事録を作成し保管する。

6 監事は、この会の会計、会計業務及び資産の状況を監査し、不正の事実のある場合は、総会の招集を請求し、又は招集して報告する。

7 専門部長(委員長)は、各部(委員会)の責任者として積極的な活動の運営を図る。

8 後援会長は自治会運営のサポート役として積極的な活動を図る。

9 全役員は、秋葉台地区建築協定運営委員会の業務を兼務する。

10 全役員は、「押部谷東防災福祉コミュニティ」の班員を兼務する。

(役員任期)

第10条 この会の役員任期は、定期総会から定期総会までの1年間とする。

ただし、再任は妨げないが、3年を限度とする。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が決まるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員選任)

第11条 理事は定められた各ブロック単位より、1名ずつ互選により選出する。

ただし、会長経験者は本人から申し出があるとき理事を辞することができる。

2 会長、副会長は、辞任又はその任期満了時の在任中における理事及び後援会の中から互選による選出を原則とする。

3 会計、書記、専門部長、委員長は、理事の中から互選により選出する。

4 監事は、任期満了時の副会長の中から互選により選出する。

5 理事会は、理事、監事を除く役員を選出にあたって必要あるときは、理事、後援会若干名で構成する選考委員会を組織することができる。

6 全ての役員は総会の承認を得て正式に決定する。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

第4章 総 会

(種 別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回3月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の5分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第9条第6項の規定による請求若しくは同項の規定により招集があったときに開催する。

(構 成)

第14条 総会は、全会員で構成する。

(権 限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- ① 事業計画、事業報告に関する事項
- ② 予算、決算に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 役員選任及び解任に関する事項
- ⑤ 規約の改正に関する事項
- ⑥ 建築協定の運営に関する事項
- ⑦ 秋葉台集会所の管理、運営に関する事項
- ⑧ 公園管理に関する事項
- ⑨ その他重要事項

(招 集)

第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項の規定によるときは、監事が招集することができる。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、及び場所を明示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(定 足 数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、署名押印のある委任状又は表決書面を提出した会員は、出席者とみなす。

(議 決)

第19条 総会においては、第16条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議できる。

- 2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員は、平等に表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事についての表決権を有しない。

(議 事 録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 会員の現在数及び出席者数（委任状及び表決書面の提出者を含む）
 - ③ 議決事項及び賛成、反対等の人数
 - ④ 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会及び役員会

(構 成)

第21条 理事会は、監事を除く全役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長、副会長、専門部長、委員長、会計、書記、及び後援会長で構成する。

(権 限)

第22条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 2 前項の議決事項は、理事会の討議決定を経てはじめて執行される。
- 3 役員会は、自治会の運営に関する事項及び理事会に付議すべき事項について協議検討を行う。

(招 集)

- 第23条 理事会は、毎月一回定期的に行う。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。
- 2 役員会は適宜会長が、招集する。

(議 長)

- 第24条 理事会及び役員会の議長は、会長または代理者がこれにあたる。

(定足数等)

- 第25条 理事会は、第21条の構成員の過半数の出席を得て成立する。議決は、出席者の過半数を以って成立する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第26条 この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。

(資産の取得)

- 第27条 会費は、会員の1戸当り、年4,000円を3か月に1,000円ずつ徴収する。
徴収月は、3月(3・4・5月分) 6月(6・7・8月分)
9月(9・10・11月分) 12月(12・1・2月分)の各月とする。
ただし、会員の同意を得て、複数徴収月分を一括徴収することが出来る。
- 2 新規入会者は、入会の翌月より、定期徴収月までを月額300円として納入する。退会者の会費は、原則として返金しない。但し、退会者からの返金の申請があれば残金を返金できる。
 - 3 前項に定めるもの以外の資産の取得は、理事会の決議による。

(資産の管理)

- 第28条 資産は、会計が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

- 第29条 この会の経費は、収支予算の定めるところにより、資産から支弁する。
- 2 会員には、理事会で定める弔慰金を支払うことができる。
 - 3 会員が部門責任者の指示する会務に出張した場合は、理事会で決定された交通費及び活動費を支給することができる。
 - 4 理事会の決定により、庶務を専任して担当する者をおいたる場合には、理事会で決定した手当てを支給することができる。
 - 5 前3項の金額の定めは、総会の承認を得るものとする。

(資産の処分)

第30条 前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の決議による。

(事業計画及び予算)

第31条 この会の事業計画及び予算は、理事会が作成し、総会の承認を得たものをもって行う。

2 何らかの事情で総会が遅れ、新期事業計画及び予算が執行できない場合は、前年度のものを基準にして会務を滞りなく執行する。

(事業報告及び決算)

第32条 この会の事業報告及び決算は、理事会が総会の前に作成し、監事の監査を受けて、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第33条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第7章 集会所及び公園管理会の管理、運営

(集会所及び公園管理会)

第34条 集会所及び公園管理会の管理、運営については、別に定める。

第8章 補 則

(顧問会)

第35条 削除

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の同意を得た後、市長の認可を得て効力を発生する。

第10章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第37条 この会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておく。

- ① 規 約
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 許可及び登記等に関する書類
- ⑤ 総会及び理事会の議事録
- ⑥ 収支に関する帳簿及び証拠書類

⑦ 財産目録その他の資産の状況を示す書類

⑧ その他必要な帳簿及び書類

2 会員名簿、役員名簿は会長が保管する。

(閲 覧)

第38条 前条の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。

(解 散)

第39条 この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意によって解散する。

(解散時の残余財産の処分)

第40条 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、この会の目的に合致する団体に寄付するものとする。

(施行細目の委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この規約は平成5年4月1日から施行する。

平成 9 年 3 月	一部変更
平成 10 年 3 月	一部変更
平成 12 年 3 月	一部変更
平成 13 年 3 月	一部変更
平成 14 年 3 月	一部変更
平成 15 年 3 月	一部変更
平成 20 年 3 月	一部変更
2010年3月	一部変更
2012年3月	一部変更
2015年3月	一部変更
2019年3月	一部変更